

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税の賦課に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八潮市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税の賦課に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

埼玉県 八潮市長

公表日

令和5年9月22日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務								
②事務の内容	<p>地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された申告等情報を収集し、個人住民税を計算し賦課決定し、通知する。賦課決定に際し、または賦課決定した後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定または賦課更正を行う。</p> <p>また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から所得・課税証明書等を発行する。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none">1. 申告等情報の受理2. 他自治体等から八潮市への調査回答、八潮市から他自治体等への税務調査実施3. 個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送4. 住民登録外課税に伴う他自治体への通知5. 個人住民税の減免申請書の受理および承認または却下の決定、ならびにその通知6. 住民・給与支払者等からの各種申請・届出書（給与所得者異動届出書等）の受理7. 他自治体での課税であることが判明した場合の資料回送8. 賦課情報に基づく所得・課税証明書等発行								
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p><選択肢></p> <table><tbody><tr><td>1) 1,000人未満</td><td>2) 1,000人以上1万人未満</td></tr><tr><td>3) 1万人以上10万人未満</td><td>4) 10万人以上30万人未満</td></tr></tbody></table>	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満				
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	個人住民税システム								
②システムの機能	<p>【概要】</p> <p>個人住民税システムは、個人住民税の賦課・更正処理を行う基幹システムであり、他のシステムへ連携する所得等の情報を含め、課税権のある住民に関する情報を管理するものである。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none">①課税対象者の情報管理②賦課決定及び更正処理③税務調査等の課税対象者の抽出④被扶養者等の情報管理⑤税額通知及び所得・課税証明書等の帳票発行								
③他のシステムとの接続	<table><tbody><tr><td>[] 情報提供ネットワークシステム</td><td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td></tr><tr><td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム</td><td>[] 既存住民基本台帳システム</td></tr><tr><td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等</td><td>[] 税務システム</td></tr><tr><td>[] その他（</td><td>）</td></tr></tbody></table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他（	）
[] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他（	）								
システム2～5									
システム2									
①システムの名称	地方税電子申告システム（eLTAX）								
②システムの機能	<p>【概要】</p> <p>提出が義務付けられている給与支払報告書及び年金支払報告書を電子データで受理し、給与所得者又は年金所得者の税額データを送信するシステムである。データ連携には特定個人情報も含まれ、一般社団法人地方税電子化協議会を経由して連携が行われる。ただし、個人住民税システムとの直接回線連携はない（媒体によるデータ連携）。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none">①利用者データの審査と管理②申告・申請・届出データの審査と管理③申告データの連携④特別徴収税額データの連携								

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム3	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	<p>【概要】 国税庁・他自治体との申告等情報を専用通信回線で送受信を行うシステムである。データには特定個人情報も含まれ、一般社団法人地方税電子化協議会を經由して行われる。ただし、個人住民税システムとの直接回線連携はない。(媒体によるデータ連携)。</p> <p>【内容】 ①国税庁とのデータ連携 ②他自治体とのデータ連携</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>①符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>②情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>④既存システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。</p> <p>⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>⑩システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管切れの情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバー、個人住民税システム)

システム5	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(以下「統合宛名システム」という。)
②システムの機能	<p>①中間サーバー連携機能 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能。</p> <p>②団体内宛名情報等管理機能 団体内統合利用番号連携サーバーにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。</p> <p>③団体内宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。</p> <p>④既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (中間サーバー、個人住民税システム)</p>
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	<p>①証明書交付センター連携機能 証明書交付センターからの証明書発行要求を受信し、証明書交付センターへ証明書データを送信する。</p> <p>②既存システム連携機能 証明書発行要求を受け、住民基本台帳システム等既存システムから証明書情報を連携する。</p> <p>③証明書データ作成機能 既存システムから取得した証明書情報から、PDF化された証明書データを作成し、証明書を発行する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (証明書交付センター)</p>
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税システムファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>

<p>②法令上の根拠</p>	<p>番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の各項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長、都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税」が含まれる項(27項)</p> <p>※「地方税関係情報」:地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報であって主務省令で定めるもの</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第14条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第22条の3・第22条の4・第23条・第24条・第24条の2・第24条の3・第25条・第26条の3・第27条・第28条・第31条・第31条の2の2・第31条の3・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第39条の2・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条・第44条の5・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条・第59条の2の2・第59条の2の3・第59条の3・第59条の4</p> <p>(命令における情報照会の根拠) 第20条</p>
	<p>6. 評価実施機関における担当部署</p>
<p>①部署</p>	<p>総務部 市民税課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>市民税課長</p>
<p>7. 他の評価実施機関</p>	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税システムファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	課税資料のある市民、市外在住の課税対象者
その必要性	個人住民税の適正な賦課を行うにあたり、特定個人情報が必要である。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報 [○] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	<p>【識別情報】 個人番号及びその他識別情報は課税対象者を正確に特定するため</p> <p>【連絡先等情報】 基本4情報及び連絡先は本人へ送付、連絡及び申請等の内容確認のため</p> <p>【業務関係情報】 ①国税関係情報は、所得税情報の確認のため ②地方税関係情報は、地方税の課税対象者を特定し、適正な賦課決定を行うため ③生活保護関係情報は、課税要件の可否を判定するため ④介護・高齢者福祉関係情報、医療保険関係情報及び年金関係情報は、適正な社会保険料控除を行うため ⑤障害者福祉関係情報は、障害者控除の適用確認を行うため</p>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	総務部 市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、国保年金課、長寿介護課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、税務署、日本年金機構、地方公共団体情報システム機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (特別徴収義務者) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (eLTAXシステム、住民基本台帳ネットワークシステム)	
③使用目的 ※	八潮市の課税対象者に対し、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に基づき、適正な個人住民税の賦課及び地方税に関する調査を行うため。	
④使用の主体	使用部署	総務部市民税課、八潮市役所駅前出張所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	(1) eLTAX経由にて国税庁より確定申告書情報を入手する。 (2) 日本年金機構、年金保険者より公的年金等支払報告書情報、対象者情報を入手する。 (3) 他自治体より回送資料を入手する。 (4) 事業所、団体等より給与支払報告書を入手する。 (5) 個人より申告書情報を入手する。 (6) 住基ネットCS端末より住民登録外者情報を照会する。 (7) 情報提供ネットワークより情報入手する。(生活保護関係、障害者関係等の情報) (8) 個人住民税担当課にて番号情報を入手する。 (9) 番号管理システムより番号情報を入手する。 (10) 宛名システムより宛名、世帯の情報を入手、宛名システムへ事業所宛名の情報を登録する。 (11) 他業務システムより情報を入手する。(住基情報、介護保険者情報等) (12) 個人住民税担当課依頼に基づき、各種申告情報(1)、(2)、(4)、(5)のデータパッチ処理をシステム保守委託先事業者が行う。 (13) システム保守委託先事業者にて個人住民税システムを参照、処理(印刷を含む)を実行する。 (14) 個人住民税担当課にて個人住民税システムを参照、処理(印刷を含む)を実行する。 (15) 課税情報を作成する。 (16) 課税対象者からの申請に基づき、賦課決定した課税情報から、所得・課税証明書等を発行する。 (17) 他業務システムへ課税情報を提供する。 (18) 情報提供ネットワークシステムへ課税情報を提供する。 (19) 納税通知書、税額決定通知書等の封入封緘等処理に際し、委託先事業者が課税情報を取り扱う。 (20) 日本年金機構、年金保険者へ課税情報を提供する。 (21) 他自治体へ回送資料を提供する。 (22) 事業所、団体等へ税額決定通知書を送付する。もしくは電子媒体、eLTAXにて送付する。 (23) 個人へ納税通知書を送付する。(24) 国税庁、税務署へ課税是正情報を提供する。	
	情報の突合	・申告等情報の真正性を確認し、情報の取り込み時に、納税者等の宛名情報を、統合宛名システムの個人番号と突合する。 ・住民登録外者の申告等情報の真正性を確認し、情報取り込み時に、納税者等の宛名情報が、統合宛名システムの個人番号と突合出来ない場合は住基ネットを利用し情報を突合する。 ・市税の軽減等のため、申告等情報の内容と庁内他部署や情報提供ネットワークシステム等から入手した情報を突合する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1		
申告等情報のパンチ入力事業		
①委託内容		
申告等情報のパンチ入力		
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
株式会社アイネス		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		
システムの運用・保守業務		
①委託内容		
システムの運用・保守		
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
株式会社アイネス		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		
納税通知書等の封入封緘等処理		
①委託内容		
納税通知書等の印刷・封入封緘等処理		
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
毎年随意契約により委託しているため未定。		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項4		
eLTAXシステム及び国税連携システムの運用管理業務		
①委託内容		
電子申告データ(給与支払報告書、年金支払報告書等)及び国税庁からの確定申告書データ受信等の運用管理業務		
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
株式会社NTTデータ		

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	地方税共同機構から「認定委託先事業者」として承認を受けており「eLTAXサポート事業者」として登録されていること。
	⑥再委託事項	ソフトウェアのバージョンアップ等現地で生ずるサポート業務
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (57) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (19) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別表1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(別表1参照)
②提供先における用途	別表第2の第2欄に掲げる事務(別表1を参照)
③提供する情報	番号法別表第2における地方税に関する特定個人情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	課税資料のある市民、市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [<input type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (eLTAXシステム)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供照会があった都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	別表1の左欄に掲げる者(別紙2を参照)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1(別紙2を参照)
②移転先における用途	別紙2に定める事務
③移転する情報	市民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	課税資料のある市民、市外在住の課税対象者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	移転先担当者の必要に応じて随時提供
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<個人住民税システムファイルにおける措置> 特定個人情報は、出入口はオートロックで生体認証システムで解錠を行っている場所に設置されているサーバー内に保管されている。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1)課税対象者情報として、以下の項目を記録している。

処理年月日 課税年度 現住所 送付先 賦課期日住所 方書 氏名カナ 氏名漢字 住民コード 世帯番号 税世帯番号 電話番号
住民区分 前年区分 生年月日 性別 続柄コード 続柄漢字 税世帯続柄コード 税世帯続柄漢字 証明区分 寡婦理由区分 障害
区分 生活保護区分 公示送達フラグ 住登外通知区分 家屋敷事業所区分 住登地情報 市町村コード 配偶者区分 配偶者住民
コード 扶養専従区分 扶養者特定表示 未申告区分 翌年申告打出区分 申告書発送理由 処理年月日 課税状況(扶養内容、夫婦
内容、課税内容) メモ(対応記録) 世帯内順位 世帯員情報(氏名カナ、氏名漢字、現住所、賦課期日住所、生年月日、性別、続柄、
住民コード、課税状況)

(2)課税内容として、以下の項目を記録している。

処理年月日 課税年度 課税資料 賦課期日住所漢字 賦課期日氏名カナ 賦課期日氏名漢字 現住所 生年月日 電話番号 住民
コード 資料区分 資料番号 徴収区分 通知書番号 合算区分 指定番号 事業所名 年金特徴義務者 年金種別 異動事由 処理
事由 非課税事由 口座 決定日 申告日 発布日 営業所得 農業所得 不動産所得 利子所得 配当所得住民税値 投信配当所
得 未公開株所得 上場株所得 分離配当所得 分離配当繰越損失後 給与収入 給与所得算出値 特徴給与収入 主給与収入 専
従者給与収入 特徴給与所得 先物所得 年金収入 その他雑所得 年金所得 雑所得 総合短期譲渡所得 総合長期譲渡所得二分
の一前 一時所得二分の一前 山林所得 退職所得住民税値 分離短期譲渡所得一般特別控除前 分離短期譲渡所得一般特別控除
額 分離短期譲渡所得軽減特別控除前 分離短期譲渡所得軽減特別控除額 分離長期譲渡所得一般特別控除前 分離長期譲渡
所得一般特別控除額 分離長期譲渡所得特定特別控除前 分離長期譲渡所得特定特別控除額 分離長期譲渡所得軽減特別控除前
分離長期譲渡所得軽減特別控除額 総所得 合計所得 総所得金額等の合計 繰越損失総所得分 繰越損失分離短期分 繰越損失
先物分 繰越損失分離長期分 繰越損失株式分 繰越損失分離配当分 繰越損失居住用特例分 繰越損失山林分 繰越雑損失 譲
渡割 配当割 臨時所得 変動所得 変動超過額 特定支出合計額 総合譲渡控除使用額 非課税所得 免税所得 所得合計 配当
所得2分の1 配当所得4分の1 雑損控除 医療費控除 社会保険料控除 小規模共済控除 旧生命保険料支払額 新個人年金支払
額 新生命保険料支払額 介護保険料支払額 生命保険料控除 地震保険料支払額 地震保険料 寄附金控除額地方公共団体以外
扶養控除 配偶者控除入力値 配偶者特別控除入力値 配偶者控除算出値 配偶者特別控除算出値 配偶者の所得 外国税額控除
市分 外国税額控除県分 退職所得所得税値 繰越控除入力値 平均課税対象額 特別障害者扶養控除 その他障害者扶養控除
一般寡婦控除 特別寡婦控除 寡夫控除 ひとり親控除 勤学控除 本人障害控除 基礎控除 所得控除合計 旧個人年金支払額
地震保険料控除額所得税 損害保険長期支払額 損失繰越額 市減免額 県減免額 医療費支払額 医療費補填額 住宅取得特別
控除 住宅借入金控除可能額 住宅借入金等控除残額 寄附金支払額地方公共団体 都道府県条例寄附金入力値 市区町村条例寄
附金入力値 市民税寄附金控除 県民税寄附金控除 市民税寄附金特例控除 県民税寄附金特例控除 課税標準分離配当 市算出
所得割分離配当 県算出所得割分離配当 住宅借入金等控除残額市 住宅借入金等控除残額県 年税額 給与特徴税額 年金特徴
税額(特徴分、普徴分) 普通徴収税額 期割税額 納期限

※システムの内部で使用する項目については記載を省略しているものがあります。

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
住民税システムファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容】</p> <p>①住基情報の入手については、個人住民税システムに登録した情報を団体内統合宛名システム、庁内連携機能(住基システム)経由で取得する為、課税対象候補となりうる八潮市民以外の情報を入手することはない。②他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに、基本4情報(住所、氏名、性別、生年月日)に基づいて、課税対象者と合致するかを確認し、対象者以外の情報が存在した場合には、本来の提出先【対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容】</p> <p>①住基情報の入手については、個人住民税システムに登録した情報を団体内統合宛名システム、庁内連携機能(住基システム)経由で取得する為、課税対象候補となりうる八潮市民以外の情報を入手することはない。</p> <p>②他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに、基本4情報(住所、氏名、性別、生年月日)に基づいて、課税対象者と合致するかを確認し、対象者以外の情報が存在した場合には、本来の提出先団体へ回送処理を行っている。</p> <p>③住民から申告書等を入手する場合、本人確認や個人番号の真正性確認を実施し、対象者以外については本来の団体への申告を住民に伝えている。</p> <p>④代理人が申請・申告等をする場合、記入する内容が申請者本人の情報である事を事前に注意喚起するとともに、本人直筆の委任状の提出、代理人の身分証明証の提示・確認を行う。</p> <p>⑤住基ネットからの住民登録外の者の情報照会については、職員2名以上でチェックを行って対象者を確定した上で、情報を入手している。</p> <p>⑥庁内連携システムからの各種照会情報の入手については、操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。</p> <p>⑦上記事項を遵守するために、年に一回、職員研修を実施していく。</p> <p>【必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容】</p> <p>①住民からの申告書等の入手については、必要な情報のみを記載する様式としており、必要な情報以外は記載しないようにしている。</p> <p>②住民税システムの入力については、必要項目のみ入力するよう制限しており、不要な情報の取得防止を図る。</p> <p>③住民税システム端末への入力については、入力者と確認者の2人でチェックを行い、誤入力を防止する。</p> <p>④庁内連携システムからの関連情報の入手及び、他団体からの申告情報、住基ネットからの住民登録外の者の情報の入手については、あらかじめ定められたインターフェースに基づいて情報を取得するため、必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>⑤上記事項を遵守するために、年に一回、職員研修を実施していく。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>「不適切な方法で入手が行われるリスク」</p> <p>①書面を本人へ提示する際、利用目的及び記載内容について、説明した上で記載を求めている。</p> <p>②調査、照会等により情報を入手する際は、照会先に調査目的、根拠法令等を提示し、回答を求めている。</p> <p>「入手した情報が不正確であるリスク」</p> <p>①入手した情報については、窓口の聞き取りや添付書類との照合等により正確性を確保している。</p> <p>②正確性に疑義が生じた場合は、税務調査を行い、適宜修正することで正確性を確保している。</p> <p>③庁内連携や情報ネットワークを利用して、情報の正確性を確保している。</p> <p>「入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスクに対する措置」</p> <p>①電子データで提出される申告情報等は、国税連携及びeLTAXシステムの専用回線を使用し、第三者による不正な情報取得を防いでいる。</p> <p>②庁内連携については、外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用することで、漏えいリスクを軽減している。</p>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①住民税ファイルについて、各業務を行うにあたり、業務に関係のない情報は保有しない。</p> <p>②住民税ファイルにおける各業務を行うにあたり、職員の担当業務ごとにアクセス権限が割り当てられており、権限に応じて目的を超えた紐付けや事務に必要なない情報との紐付けが行われないよう、アクセス制御を行う。</p>

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書5.1項に基づき、システムを利用できる職員を特定し、生体認証、ID・パスワードによる操作者認証を行っているため、不必要な情報へはアクセスできない。		
その他の措置の内容	<p>【権限のない者のアクセスを防止するための措置】</p> <p>①八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書5.1項に基づき、退職時、人事異動時、紛失時はアクセス権限の失効管理を適切に行う。</p> <p>②不正アクセスを監視するために、操作履歴(アクセスログ、操作ログ)の記録を取得し、保管する。</p> <p>③八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書5.2項に基づき、パスワードは、決められた文字組み合わせ、文字数以上に設定し、定期的に変更し、1年以上継続して利用しない。</p> <p>【権限のない者による特定個人情報の漏えいを防止するための措置】</p> <p>①電子情報セキュリティガイドブック及び八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書3.4項に基づき、離席時には、電源を切るか、2分間の無操作でスクリーンセーバーが起動し、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。作業再開時は、パスワード入力にて起動するよう設定し、システム画面の覗き見防止に努める。</p> <p>②八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書3.4項に基づき、市民など外部の者から画面を覗かれまいよう、ディスプレイの設置の向きや設置場所を考慮する。</p> <p>③八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書2.1項に基づき、特定個人情報が表示されたシステム画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめ、PC内に保存しない。印刷した紙は、用が済み次第シュレッダー処理を行う。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない			
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容	<p>八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書4.0項に基づき、情報システムの運用、保守等を外部委託する場合には、委託事業者との間で、必要に応じて次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結する。</p> <p>①提供した情報資産の保管、返還及び廃棄に関する事項</p> <p>②提供した情報資産の目的外使用、複製、複写及び第三者への提供の禁止に関する事項</p> <p>③業務上知り得た情報の秘密保持に関する事項</p> <p>④事故等の報告に関する事項</p> <p>⑤委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定</p> <p>⑥提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止</p> <p>⑦再委託に関する制限事項の遵守</p> <p>⑧委託作業の報告、立ち入り検査</p>		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託を行う場合には、上記と同様のセキュリティ要件の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。		

その他の措置の内容	<p>【委託先のリスクに対する措置】</p> <p>①八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書4.0項に基づき、特定個人情報の取扱いについて調査し(実績・信頼性)、委託先を選定している。また、年に一回、システム担当が委託業者を視察し、システムの説明を受け、必要なセキュリティの実施を確認する。なお、システム担当は、月に一回委託業者と定期的に情報交換を行っている。</p> <p>②八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書3.1項に基づき、情報セキュリティを確保するため、名札を着用させる。</p> <p>【住民税システムにおける保守について】</p> <p>サーバー室等重要エリアについては、監視カメラを設置し、入室の際、職員が同行し、入退室の記録を付け、5年間保管している。作業内容については報告を義務付けている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及び ルール遵守の確認方法	<p>①移転・提供については、番号法及び条例上認められる範囲内に限定するよう、周知徹底する。</p> <p>②他自治体への提供(申告情報回送)については、職員2名以上でチェックを行い、記録簿等への記載を義務付けている。</p> <p>③文書照会等を受けた場合は、提供の際に全ての記録を残している。</p> <p>④国税連携での情報提供については、あらかじめ定められた仕様に基づく連携であり、職員2名以上による確認(登録と確認を別々の職員が行う)を義務付けている。</p> <p>⑤共通基盤を介した庁内連携については、定められた仕様での移転に限定している。</p>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>—</p> <p>【中間サーバー、統合DBの運用における措置】</p> <p>①情報提供等記録/アクセス記録、アクセスログ(ログイン認証、操作内容、特定個人情報アクセスログ、アクセス時間、処理時刻等)、DBログを、適宜、確認している。</p> <p>②中間サーバー側において、上記ログを取得しており、操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【統合宛名管理システムにおける措置】</p> <p>①各業務システムから中間サーバーあての情報提供要求の中継においては、提供元・提供先・提供内容等の改変は行わないことで、中間サーバーでの情報提供機能によるチェックに従うことを担保している。</p> <p>②接続システムの認証、及び、統合宛名管理システム接続端末での職員認証等の機能を備えて、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報提供を抑止している。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアの措置】</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムの照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p> <p>【中間サーバーの運用の措置】</p> <p>情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ利用したかが全て記録される。番号法及び条例上認められる提供以外受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかった場合についても記録を残し、提供記録は7年分保管する。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>【中間サーバー・ソフトウェアの措置】</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームの措置】</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者の情報流出等のリスクを極小化する。</p>		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	<p>【物理的対策】</p> <p>①特定個人情報を保管するサーバー設置場所については、出入口はオートロックで、管理者を限定し生体認証システムにより解錠する。また、室内に監視カメラを設置し、入室記録をつける。</p> <p>②八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書2.1項に基づき、特定個人情報を取り扱う職員は、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管する。</p> <p>③八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書3.4項に基づき、特定個人情報を保管したPCは、セキュリティワイヤーにより盗難防止措置を講じている。</p> <p>④特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守する。</p> <p>⑤特定個人情報を保管するサーバーに係る脅威に関して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等、必要な物理的対策を講じる。</p> <p>⑥特定個人情報を保管するサーバーは定期保守を実施する事で情報の毀損等への対策を図り、定期保守を実施する際には、事業者による漏えい等を防ぐため、機密保持契約や情報を消去した状態にする等の対策を実施する。</p> <p>⑦八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書6.2項に基づき、緊急事態が起こった場合の体制を整備しており、事故発生時に速やかな対応を講じる。</p> <p>⑧八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書3.7項に基づき、障害によるデータの滅失、毀損時に備え、定期的にバックアップを行う。</p> <p>【技術的対策】</p> <p>①インターネットへの接続については、庁内連携システムとは論理的に切り離された専用端末を使用し、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行う。</p> <p>②OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェアを適用する。</p> <p>③ウィルスメール/スパムメール対策システムを導入する。</p> <p>④定期的に当該ファイルの改ざんの有無を検査する。</p> <p>⑤ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御する。</p> <p>⑥外部ネットワークから受信したファイルは、インターネットのゲートウェイにおいてコンピュータウイルス等の不正プログラムのチェックを行い、不正プログラムのシステムへの侵入を防止する。</p> <p>⑦侵入検知システム(IDS)を設置し、外部からの攻撃や改ざんへの措置を講じる。</p> <p>⑧必要に応じ他のネットワーク及び情報システムと物理的に分離する措置を講じる。</p> <p>⑨使用されていないポートを閉鎖する。</p> <p>⑩外部からの庁内のサーバー等に対する攻撃を監視する。</p>	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>【特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置】</p> <p>①申告、申請等に基づき、随時、個人住民税情報の更新、更正を行う。</p> <p>②保管期間を過ぎたデータについては、適宜システムから削除を行う。</p> <p>【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置】</p> <p>①八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書2.1項に基づき、紙媒体の廃棄は、シュレッダー等による復元不可能な措置により行う。</p> <p>②八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書3.7項に基づき、機器の廃棄時にはデータ消去ソフトの使用又は物理的破壊を行い、再利用できない措置を講じる。</p>			
8. 監査			
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
具体的な方法	<p>八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書2.5～2.7項に基づき、以下を実施している。</p> <p>①職員に対し、年に1回、企画経営課情報化推進担当による情報セキュリティに関するテストを行う。</p> <p>②日ごろから、所属長が、職員に対しセキュリティ対策、取り扱いの注意事項等について指導、周知させる。</p> <p>③職員に対し、特定個人情報保護セミナーによる教育を実施する。</p> <p>④非常勤、臨時職員を含む職員が違反行為を行った場合は、都度指導の上、再発防止策を講じる。また、違反行為の程度によっては法的措置を視野に厳正に対処する。</p>		
10. その他のリスク対策			
<hr/>			

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	八潮市総務部総務課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111
②請求方法	八潮市個人情報保護条例の規定に基づき、指定様式による書面の提示により開示、訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	八潮市総務部市民税課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111
②対応方法	問合せ等について、窓口や電話で受付を行い、問合せの内容と対応の経過について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年5月17日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	(新規記載)	委託事項4を追加	事前	平成28年1月以降、特定個人情報の取扱いが生じるため
平成28年3月25日	公表日	平成27年12月25日	平成28年3月25日	事後	
平成28年3月25日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(新規記載)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第23条・第25条・第28条・第31条・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第43条・第44条・第45条・第47条・第49条・第50条・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条 (命令における情報照会の根拠) 第20条	事後	
平成28年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月予定	平成28年1月1日	事後	
平成28年3月25日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年2月10日	平成28年3月25日	事後	
平成29年7月31日	公表日	平成28年3月25日	平成29年7月31日	事後	
平成29年7月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1 ③他システムとの接続	[○]その他(中間サーバー)	[]その他()	事後	
平成29年7月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム5 ③他システムとの接続	[○]その他(中間サーバー)	[○]その他(中間サーバー、個人住民税システム)	事後	
平成29年7月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム6 ①システムの名称	(新規記載)	コンビニ交付システム	事後	
平成29年7月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム6 ②システムの機能	(新規記載)	①証明書交付センター連携機能 証明書交付センターからの証明書発行要求を受信し、証明書交付センターへ証明書データを送信する。 ②既存システム連携機能 証明書発行要求を受け、住民基本台帳システム等既存システムから証明書情報を連携する。 ③証明書データ作成機能 既存システムから取得した証明書データから、PDF化された証明書データを作成し、証明書を発行する。	事後	
平成29年7月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム6 ③他のシステムとの接続	(新規記載)	[○]庁内連携システム [○]既存住民基本台帳システム [○]税務システム [○]その他(証明書交付センター)	事後	

平成29年7月31日	I 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第3項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条		
平成29年7月31日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令の根拠	・番号法第19条第7号 第9号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の各項)	・番号法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の各項)	事後	
平成29年7月31日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税」が含まれる項(27の項)	(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税」が含まれる項(27の項)	事後	
平成29年7月31日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令の根拠	(命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第23条・第25条・第28条・第31条・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第43条・第44条・第45条・第47条・第49条・第50条・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条	(命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第22条の2・第23条・第24条・第25条・第26条の3・第28条・第31条・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条・第44条の2・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第50条・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条・第59条の2	事後	
平成29年7月31日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	税財政部 市民税課	総務部 市民税課	事後	
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	・識別番号 [O]個人番号	・識別番号 []個人番号	事後	
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	税財政部 市民税課	総務部 市民税課	事後	
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	税財政部 市民税課、八潮市役所駅前出張所	総務部 市民税課、八潮市役所駅前出張所	事後	
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託 委託の有無※	3件	4件	事後	
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託 委託事項3 納税通知書の封入封緘処理 ③委託先名	毎年随意規約により委託しているため未定。	毎年随意規約により委託しているため未定	事後	
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[O]提供を行っている(56)件 [O]移転を行っている(14)件	[O]提供を行っている(57)件 [O]移転を行っている(19)件	事後	
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所※	データセンターに設置されたサーバー内に保管する。	<個人住民税システムファイルにおける措置> 特定個人情報は、出入口はオートロックで生体認証システムで解錠を行っている場所に設置されているサーバー内に保管されている。	事後	
平成29年7月31日	III リスク対策※(7. ②を除く。) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容】 ⑦上記事項を遵守するために、定期的に職員研修を実施している。	【対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容】 ⑦上記事項を遵守するために、年に一回、職員研修を実施していく。	事後	

平成29年7月31日	Ⅲリスク対策※(7. ②を除く。) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【必要な情報以外を入手することを防止するための措置内容】 ⑤上記事項を遵守するために、定期的に職員研修を実施している。	【必要な情報以外を入手することを防止するための措置内容】 ⑤上記事項を遵守するために、年に一回、職員研修を実施していく。	事後	
平成29年7月31日	Ⅲリスク対策※(7. ②を除く。) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手方法を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(新規記載)	「不適切な方法で入手が行われるリスク」 ①書面を本人へ提示する際、利用目的及び記載内容について、説明した上で記載を求めている。 ②調査、照会等により情報を入手する際は、照会先に調査目的、根拠法令等を提示し、回答を求めている。 「入手した情報が不正確であるリスク」 ①入手した情報については、窓口の聞き取りや添付書類との照合等により正確性を確保している。 ②正確性に疑義が生じた場合は、税務調査を行い、適宜修正することで正確性を確保している。	事後	
平成29年7月31日	Ⅲリスク対策※(7. ②を除く。) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	【権限のない者のアクセスを防止するための措置】 ①八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書5.1項、5.3項に基づき、退職時、人事異動時、紛失時はアクセス権限の失効管理を適切に行う。 ②不正アクセスを監視するために、操作履歴(アクセスログ、操作ログ)の記録を取得し、保管する。 ③八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書5.2項に基づき、パスワードは、決められた文字組み合わせ、文字数以上に設定し、定期的に変更する。	【権限のない者のアクセスを防止するための措置】 ①八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書5.1項に基づき、退職時、人事異動時、紛失時はアクセス権限の失効管理を適切に行う。 ②不正アクセスを監視するために、操作履歴(アクセスログ、操作ログ)の記録を取得し、保管する。 ③八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書5.2項に基づき、パスワードは、決められた文字組み合わせ、文字数以上に設定し、定期的に変更し、1年以上継続して利用しない。	事後	
平成29年7月31日	Ⅲリスク対策※(7. ②を除く。) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	【権限のない者による特定個人情報の漏えいを防止するための措置】 ①電子情報セキュリティガイドブック及び八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書3.4項に基づき、離席時には、電源を切るか、一定時間の無操作でスクリーンセーバーが起動し、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。作業再開時は、パスワード入力にて起動するよう設定し、システム画面の覗き見防止に努める。	【権限のない者による特定個人情報の漏えいを防止するための措置】 ①電子情報セキュリティガイドブック及び八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書3.4項に基づき、離席時には、電源を切るか、2分間の無操作でスクリーンセーバーが起動し、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。作業再開時は、パスワード入力にて起動するよう設定し、システム画面の覗き見防止に努める。	事後	
平成29年7月31日	Ⅲリスク対策※(7. ②を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク その他の措置の内容	【委託先のリスクに対する措置】 ①八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書4.0項に基づき、特定個人情報の取扱いについて調査し(実績・信頼性)、委託先を選定している。委託業者が必要なセキュリティを実施していることを定期的に確認する。	【委託先のリスクに対する措置】 ①八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書4.0項に基づき、特定個人情報の取扱いについて調査し(実績・信頼性)、委託先を選定している。また、年に一回、システム担当が委託業者を視察し、システムの説明を受け、必要なセキュリティの実施を確認する。なお、システム担当は、月に一回委託業者と定期的に情報交換を行っている。	事後	
平成29年7月31日	Ⅲリスク対策※(7. ②を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク その他の措置の内容	【住民税システムにおける保守について】 サーバー室等重要エリアについては、監視カメラを設置し、入室の際、職員が同行し、入退室の記録を付けている。作業内容については報告を義務付けている。	【住民税システムにおける保守について】 サーバー室等重要エリアについては、監視カメラを設置し、入室の際、職員が同行し、入退室の記録を付け、5年間保管している。作業内容については報告を義務付けている。	事後	
平成29年7月31日	Ⅲリスク対策※(7. ②を除く。) 9. 従業員に対する教育・啓発 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書2.5～2.7項に基づき、以下を実施している。 ①職員に対し、年に1回、情報化推進担当による情報セキュリティに関するテストを行う。	八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書2.5～2.7項に基づき、以下を実施している。 ①職員に対し、年に1回、企画経営課情報化推進担当による情報セキュリティに関するテストを行う。	事後	
平成29年7月31日	IV開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	八潮市まちづくり企画部総務人事課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111	八潮市総務部総務人事課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111	事後	
平成29年7月31日	IV開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①請求先	八潮市まちづくり企画部企画経営課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111	八潮市企画財政部企画経営課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111	事後	
平成29年7月31日	V評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成28年3月25日	平成29年7月31日	事後	
平成30年7月31日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の各々)	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の各々)	事後	

平成30年7月31日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令の根拠	(命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第22条の2・第23条・第24条・第25条・第26条の3・第28条・第31条・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条・第44条の2・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第50条・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条・第59条の2	(命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第22条の3・第22条の4・第23条・第24条・第24条の2・第24条の3・第25条・第26条の3・第28条・第31条・第31条の2・第31条の3・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条・第44条の2・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第50条・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条・第59条の2・第59条の3	事後	
平成30年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(57)件 [○]移転を行っている(19)件	[○]提供を行っている(57)件 [○]移転を行っている(19)件	事後	
平成30年7月31日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成29年7月31日	平成30年7月31日	事後	
平成30年7月31日	公表日	平成30年7月17日		事後	
令和1年5月17日	I 基本情報における担当部署 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 熊倉 祐司	市民税課長 菅谷 昌史	事後	
令和1年5月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑤再委託の許諾方法	地方税電子化協議会から「認定委託先事業者」として承認をうけており、「eLTAXサポート事業者」として登録されていること。	地方税共同機構から「認定委託先事業者」として承認をうけており、「eLTAXサポート事業者」として登録されていること。	事後	
令和1年5月17日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成30年7月31日	令和元年5月17日	事後	
令和2年6月8日	評価実施機関における担当部署	市民税課長 菅谷昌史	市民税課長	事後	
令和2年6月8日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の各項)	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、119、120の各項)	事後	
令和2年6月8日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第22条の2・第23条・第24条・第25条・第26条の3・第28条・第31条・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条・第44条の2・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第50条・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条・第59条の2	(命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第14条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第22条の2・第23条・第24条・第25条・第26条の3・第27条・第28条・第31条・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条・第44条の2・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第50条・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条・第59条の2・第59条の2の2	事後	
令和2年6月8日	III リスク対策 3. 特定個人情報の利用 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書 5.1項に基づき、システムを利用できる職員を特定し、ICカード、ID・パスワードによる操作者認証を行っているため、不必要な情報へはアクセスできない。	八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書 5.1項に基づき、システムを利用できる職員を特定し、生体認証、ID・パスワードによる操作者認証を行っているため、不必要な情報へはアクセスできない。	事後	
令和2年6月8日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①請求先	八潮市企画財政部企画経営課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111	八潮市総務部市民税課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111	事後	
令和3年6月8日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令の根拠	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事前	令和3年9月1日番号法の改正に伴う修正

令和3年6月8日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、119、120の各項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の各項)	事後	
令和3年6月8日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	(命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第14条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第22条の3・第22条の4・第23条・第24条・第24条の2・第24条の3・第25条・第26条の3・第27条・第28条・第31条・第31条の2・第31条の3・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条・第44条の2・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第50条・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条・第59条の2・第59条の2の2・第59条の3	(命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第14条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第22条の3・第22条の4・第23条・第24条・第24条の2・第24条の3・第25条・第26条の3・第27条・第28条・第31条・第31条の2・第31条の3・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条・第44条の2・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条・第59条の2の2・第59条の2の3・第59条の3	事後	
令和3年6月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別表1参照)	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別表1参照)	事前	令和3年9月1日番号法の改正に伴う修正
令和3年6月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2(別表1参照)	番号法第19条第8号別表第2(別表1参照)	事前	令和3年9月1日番号法の改正に伴う修正
令和3年6月8日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	(2)課税内容として、以下の項目を記録している。 処理年月日 課税年度 課税資料 賦課期日 住所漢字 賦課期日氏名カナ 賦課期日氏名漢字 現住所 生年月日 電話番号 住民コード 資料区分 資料番号 徴収区分 通知書番号 合算区分 指定番号 事業所名 年金特徴 義務者 年金種別 異動事由 処理事由 非課税事由 口座 決定日 申告日 発布日 営業所得 農業所得 不動産所得 利子所得 配当所得 住民税値 投信配当所得 未公開株所得 上場株所得 分離配当所得 分離配当繰越損失後 給与収入 給与所得算出値 特徴 給与収入 主給与収入 専従者給与収入 特徴 給与所得 先物所得 年金収入 その他雑所得 年金所得 雑所得 総合短期譲渡所得 総合長期譲渡所得二分の一前 一時所得二分の一前 山林所得 退職所得住民税値 分離短期譲渡所得一般特別控除前 分離短期譲渡所得一般特別控除額 分離短期譲渡所得軽減特別控除前 分離短期譲渡所得軽減特別控除額 分離長期譲渡所得一般特別控除前 分離長期譲渡所得一般特別控除額 分離長期譲渡所得特定特別控除前 分離長期譲渡所得特定特別控除額 分離長期譲渡所得軽減特別控除前 分離長期譲渡所得軽減特別控除額 総所得合計所得 総所得金額等の合計 繰越損失総所得分 繰越損失分離短期分 繰越損失先物分 繰越損失分離長期分 繰越損失株式分 繰越損失分離配当分 繰越損失居住用特例分 繰越損失山林分 繰越雑損失 譲渡割 配当割 臨時所得 変動所得 変動超過額 特定支出合計額 総合譲渡控除使用額 非課税所得 免税所得 所得合計 配当所得2分の1 配当所得4分の1 雑損控除 医療費控除 社会保	(2)課税内容として、以下の項目を記録している。 処理年月日 課税年度 課税資料 賦課期日 住所漢字 賦課期日氏名カナ 賦課期日氏名漢字 現住所 生年月日 電話番号 住民コード 資料区分 資料番号 徴収区分 通知書番号 合算区分 指定番号 事業所名 年金特徴 義務者 年金種別 異動事由 処理事由 非課税事由 口座 決定日 申告日 発布日 営業所得 農業所得 不動産所得 利子所得 配当所得 住民税値 投信配当所得 未公開株所得 上場株所得 分離配当所得 分離配当繰越損失後 給与収入 給与所得算出値 特徴 給与収入 主給与収入 専従者給与収入 特徴 給与所得 先物所得 年金収入 その他雑所得 年金所得 雑所得 総合短期譲渡所得 総合長期譲渡所得二分の一前 一時所得二分の一前 山林所得 退職所得住民税値 分離短期譲渡所得一般特別控除前 分離短期譲渡所得一般特別控除額 分離短期譲渡所得軽減特別控除前 分離短期譲渡所得軽減特別控除額 分離長期譲渡所得一般特別控除前 分離長期譲渡所得一般特別控除額 分離長期譲渡所得特定特別控除前 分離長期譲渡所得特定特別控除額 分離長期譲渡所得軽減特別控除前 分離長期譲渡所得軽減特別控除額 総所得合計所得 総所得金額等の合計 繰越損失総所得分 繰越損失分離短期分 繰越損失先物分 繰越損失分離長期分 繰越損失株式分 繰越損失分離配当分 繰越損失居住用特例分 繰越損失山林分 繰越雑損失 譲渡割 配当割 臨時所得 変動所得 変動超過額 特定支出合計額 総合譲渡控除使用額 非課税所得 免税所得 所得合計 配当所得2分の1 配当所得4分の1 雑損控除 医療費控除 社会保	事後	
令和4年6月27日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の各項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の各項)	事後	

令和4年6月27日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	(命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第14条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第22条の3・第22条の4・第23条・第24条・第24条の2・第24条の3・第25条・第26条の3・第27条・第28条・第31条・第31条の2・第31条の3・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条・第44条の2・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条・第59条の2の2・第59条の2の3・第59条の3	(命令における情報提供の根拠) 第1条・第2条・第3条・第4条・第6条・第7条・第8条・第10条・第12条・第13条・第14条・第16条・第19条・第20条・第21条・第22条・第22条の3・第22条の4・第23条・第24条・第24条の2・第24条の3・第25条・第26条の3・第27条・第28条・第31条・第31条の2の2・第31条の3・第32条・第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第39条の2・第40条・第43条・第43条の3・第43条の4・第44条・第44条の5・第45条・第47条・第49条・第49条の2・第51条・第53条・第54条・第55条・第58条・第59条・第59条の2の2・第59条の2の3・第59条の3・第59条の4	事後	
令和5年6月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託 委託事項4 ③委託先名	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	株式会社NTTデータ	事後	
令和5年6月4日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	八潮市総務部総務人事課	八潮市総務部総務課	事後	